

輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力
発信等支援事業実施要領

制定 令和2年4月30日2食産第588号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付け2食産第607号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄Ⅰの3の（3）の2の輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業交付要綱（令和2年4月30日付け2食産第608号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）とする。

2 事業実施者

第3の1から3の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、次のとおりとする。

- ・第3の1：ジェトロ
- ・第3の2：海外における日本産食材サポーター店の認定に関するガイドライン（平成28年4月1日付け27食産第6095号農林水産省食料産業局長通知）第4の規定に基づき、運用・管理団体又は認定団体となった団体から日本産食材サポーター店に認定された新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店及び小売店（以下「日本産食材サポーター店」という。）
- ・第3の3：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている日本産食材を取り扱う輸入商社等（以下「輸入商社等」という。）

第3 事業の内容等

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、海外における日本産食材を取り扱っている小売店や飲食店等が一時閉鎖等の対応を強いられているため、海外における日本産食材の需要が激減しており、輸入商社から小売・飲食店等への商流のメインストリームが毀損され、輸入商社や小売・飲食店等が倒産・閉店すれば、日本産食材のメインストリームに不可逆的被害が及ぶことが懸念されている。

このため、本事業では、新型コロナウイルス感染症の状況に臨機応変に対応し、日本産食材の商流のメインストリームの維持・強化に資する需要拡大・輸出拡大を図ることを目的とし、事業実施者は、次の1から3の形態により、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が低迷等した海外市場における日本産食材の商流を

維持・強化し、安定的な日本産食材の輸出拡大を図るため、日本産食材の魅力を訴求するプロモーションや日本産食材サポーター店の認定に係る取組についてのPRを実施する。その際、事業実施者は、マスメディアやSNS等の効果的な広報・情報発信ツールを有効に活用するよう努めることとする。

1 日本産食材魅力発信プロモーション事業

ジェトロは、日本産食材サポーター店や輸入商社等の協力を得て、現地小売・飲食店、消費者等を対象に、日本産食材のプロモーションや日本産食材サポーター店制度のPRを実施する。

2 日本産食材サポーター店支援型日本産食材プロモーション事業

ジェトロは、日本産食材サポーター店の中から、現地消費者を対象とした日本産食材のプロモーションを行う実施事業者を選定し、当該事業の実施に必要な経費を1/2以内で補助する。

事業実施に関する詳細は、別記のとおり。

3 輸入商社等支援型日本産食材プロモーション事業

ジェトロは、海外における輸入商社等の中から、現地小売・飲食店、消費者等を対象とした日本産食材のプロモーションを行う実施事業者を選定し、当該事業の実施に必要な経費を1/2以内で補助する。

事業実施に関する詳細は、別記のとおり。

(上記1～3の補助対象経費)

旅費、謝金、賃金（事業実施者が本事業の実施のために期間限定で雇用した者に限る。）、人件費（事業実施主体が本事業の実施に要する職員の給料その他手当に限る。）、使用料及び賃借料、会場設営費、役務費、広告宣伝費、消耗品費、外注費、委託費、通信運搬費、食材等購入費及び輸送費

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 事業の成果目標

ジェトロは、事業の実施を通じて、日本産農林水産物・食品の輸出拡大に貢献する成果目標を設定することとする。

第6 事業の実施等

1 ジェトロは、本事業遂行に当たり、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）を考慮するとともに、事業実施後に日本産農林水産物・食品の輸出促進に繋がる取組となるよう、第3の事業内容を実施し、日本産食材サポーター店及び輸入商社等を総合的にサポートするものとする。

2 ジェトロは、本事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、第三者に事業の一部を委託することができる。なお、委託先を選定する場合は、原則として競争に付することとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

- 3 第3の2及び3の事業の実施に当たっては、実施事業者が実施するプロモーションに係る経費と通常の営業経費とを明確に区分し、当該プロモーションに係る経費のみを補助対象とする。なお、当該事業は、単に自店舗のみのPR又は自店舗商品のみのプロモーションを行うことは認めないこととする。
- 4 ジェトロは、第3の2及び3の事業の実施により、事業実施者に収益が発生した場合には、当該収益分を補助事業に係る経費から差し引いて補助金額を計算するものとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

ジェトロは、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出してその承認を受けるものとする。ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次のとおりとする。

- （1）事業の内容の追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）交付要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更

第8 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 補助金遂行状況の報告

- 1 交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱の第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 報告又は指導

食料産業局長は、ジェトロに対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 10 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

ジェトロは、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、ジェトロが別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

日本産食材サポーター店支援型日本産食材プロモーション事業及び 輸入商社等支援型日本産食材プロモーション事業の実施について

ジェトロは、日本産食材サポーター店支援型日本産食材プロモーション事業及び輸入商社等支援型日本産食材プロモーション事業（以下「本事業」という。）について、以下のとおり実施するものとする。

1 実施規定の作成等

（１）実施規程の作成

本事業の実施に際し、補助金の交付の手續等について、この実施要領とは別に、輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式２により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

（２）実施規程の記載事項

実施規程は、交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額、交付の手續き、交付申請及び実績報告、交付決定の取り消し及び補助金の経理等を記載するものとする。

2 事業の実施

（１）事業実施者の公募及び審査

実施事業者の選定にあつては、ホームページ等で公示した上で、応募があつた事業を順次審査し、ジェトロ海外事務所が適当と判断する事業から順次採択するものとする。

その際、新型コロナウイルス感染症の状況に臨機応変に対応し、日本産食材の商流のメインストリームの維持・強化に資する需要拡大・輸出拡大を図るために早期に実施するという本事業の趣旨を踏まえて判断するものとする。

（２）採択通知の発出

上記（１）の結果を通知する際、採択にあつての条件があれば交付条件として記載した上で、事業実施者に通知を発出するものとする。

（３）交付決定及び額の確定

上記（２）の後、事業実施者に交付申請書を提出させ、交付決定を行うとともに、事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額の支払いを行うものとする。

（４）進捗管理・助言等

この実施要領や上記１によりジェトロが別に定める実施規程に基づき、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者における事業の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に応じて助言及び指導並びに支援等を行うものとする。

(5) 事業実施報告等

実施事業者に対し、事業実施終了後、可及的速やかに実施報告書を作成の上、採択したジェトロ海外事務所あてに提出させるものとする。

別記様式 1（第 7 関係）

番 号
年 月 日

（農林水産省食料産業局長） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

「輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等
支援事業」事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 4 月 3 0 日付け 2
食産第 607 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書
類（注 2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注 3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とすること。

（注 2）関係書類として別記様式別添を添付すること。

（注 3）変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、
承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の
内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、
変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対
象外となるものについては、省略する。

（注 4）中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）
の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載するこ
と。

（注 5）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 2 年度日本
産農林水産物・食品の輸出商談等緊急支援事業実施計画の実施結果の報告につい
て」とし、別添には実績を記載すること

別添

【事業名：輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業】

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称

(2) 所在地及び連絡先

(3) 代表者の役職及び氏名

2 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

(注) 可能な限り定量的に影響を記載すること。

3 事業の目的

4 事業の内容

5 事業の目標

(注) 事業の目標の欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。上記の事業における具体的な数値目標の記載例は以下のとおり。

- ・本事業の実施により、日本産食材サポーター店における日本産食材の年間取扱品目を●%以上増加させることとする。
- ・本事業の実施により、新たに日本産食材サポーター店認定制度の認定店を●店舗以上増加させることとする。

6 事業のスケジュール

7 積算内訳

事業種類	事業細目	事業費	負担区分			事業の委託	備考
			国庫補助金	自己負担金	その他		
I 農林水産物・輸 出力維持・強化 緊急対策事業 3 仕向け先の転 換等のための日 本産農林水産 物・食品の海外 向け商談・プロ モーション (3) 日本産農林水 産物・食品の輸出 商談等緊急支援事 業	2 輸出を支える 小売・飲食店、輸 入商社等を活用 した日本産食材 魅力発信等支援 事業 (1) 日本産食材魅力 発信プロモーション事業 (2) 日本産食材サポ ーター店支援型 日本産食材プロ モーション事業 (3) 輸入商社等支援 型日本産食材プ ロモーション事 業	円	円	円	円	委託する事業 の内容及び当該 事業に要する経 費	
合 計							

- (注) (1) それぞれの事業メニューについて記載すること。
(2) 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記載すること。
(3) 事業細目は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。
(4) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を
詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。

8 添付資料

- (1) 賃金、人件費及び謝金については、その単価の根拠資料を添付すること。
(2) 事業を委託する場合には、見積等の積算の根拠がわかる資料を添付すること。
(3) 必要に応じて資料を添付すること。

別記様式 2（第 3 の 2 ・ 3 関係）

番 号
年 月 日

（農林水産省食料産業局長） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

令和 2 年度輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施規程の承認（変更の承認）申請について

輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施要領（令和 2 年 4 月 3 0 日付け 2 食産第 588 号農林水産省食料産業局長通知）別記の規定に基づき、輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）関係書類として、輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施規程を添付すること。